

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案に対する意見募集について

令和5年4月28日
経済産業省
貿易管理課

1. 改正概要等

外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づく輸出管理を適切に実施する観点から、外為法に基づく輸出貿易管理令別表第3の国・地域に「大韓民国」を追加するための改正を行います。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見（パブリック・コメント）の募集をいたします。

2. 意見公募対象

【政令】

○輸出貿易管理令の一部を改正する政令案

3. 資料入手方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和5年4月28日（金）～令和5年5月31日（水） 必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

（1）電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

（2）電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： bzl-public-boeki-kanri@meti.go.jp

（電子メールの件名を「輸出貿易管理令の一部を改正する政令案に対する意見」

として下さい。)

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

なお、記入漏れや本要領に即して記述されていない場合には、意見を無効扱いとさせていただきます。

